

令和7年1月22日14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

角谷産業株式会社

期間: 令和7年1月22日から令和7年2月21日まで(1ヶ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

角谷産業(株)が建設業法の規定により監督処分(指示処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ 早川 たかし 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう 加藤 ひであき 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ 武田 ともみ 知美 (内線 6313)

令和7年1月22日

近畿地方整備局

角谷産業株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

和歌山市が発注した土木一式工事(楠見66号線道路改良工事その4)において、特定建設業者以外の建設業を営む者と4,500万円以上となる下請契約を締結したことに関し、建設業法第28条第1項第7号に該当するとして、和歌山県から令和6年12月11日付けで、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。

2. 指名停止措置理由

角谷産業株式会社が建設業法の規定により監督処分(指示処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者: 角谷産業株式会社

和歌山県和歌山市加納460-6

代表取締役 角谷 利佳

指名停止措置の範囲: 近畿地方整備局管内

指名停止期間: 令和7年1月22日から令和7年2月21日まで(1ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)